

## 三重県新型インフルエンザ対策行動計画の改定について

### 1 計画改定の目的

#### (1) 計画作成の経緯

本県では、平成17年度に「三重県新型インフルエンザ行動計画」を作成しましたが、内容のほとんどが医療対応であったことから、平成20年12月に社会機能を維持するための県の具体的取組を規定した、「県新型インフルエンザ対策行動計画社会対応版(暫定版)」を作成し、同時に平成17年度に作成した「県新型インフルエンザ対策行動計画」は「県新型インフルエンザ行動計画医療対応版」としたところです。

#### (2) 改定(見直し)

今回、社会対応版と医療対応版に分かれている「三重県新型インフルエンザ対策行動計画」を統合するとともに、平成21年2月に改定された国の「新型インフルエンザ行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」の内容を反映させることを目的として、「三重県新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「県行動計画」という)を改定することとしました。

### 2 主な改定内容

#### (1) 社会対応版と医療対応版の統合に伴う改定

- ・社会対応版と医療対応版を重複記述の整理を行った上で統合し、医療対応の具体的な内容については別途指針を作成することとし、県行動計画へは医療に係る主な対応を記載

#### (2) 国の行動計画、ガイドラインの内容を踏まえた改定

- ・従来のWHOによるフェーズに変え、国の発生段階に対応して取組区分を整理
- ・感染拡大防止を目的とした社会活動の制限に係る記述を整理(例:国の行動計画に合わせて、県主催以外のイベント・集会等の開催自粛要請等について記述)
- ・社会機能の維持を目的とした対応に係る記述を整理(例:国の行動計画に合わせて、事業者への不急業務の縮小要請等について記述)

#### (3) 今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)発生時の対応を参考とした改定

- ・県が実施する対応については、出現した新型インフルエンザの病原性や感染力等に応じて、初期段階を含め、柔軟な対応を可能とする(社会活動の制限に係る対応、県業務の中止等)
- ・対策本部地方部設置の弾力化

#### (4) 表現の適正化等

- ・表現の適正化等所要の訂正

### 3 弱毒性新型インフルエンザとの関連

今回改定を行う県行動計画は、高病原性鳥インフルエンザ由来等の強毒性の新型インフルエンザの発生を想定して作成しています。

現在流行している新型インフルエンザ（A/H1N1）に対しては、今後も引き続き、「三重県新型インフルエンザ対策行動計画にかかる弱毒性運用マニュアル（整理表）」に基づいて対応を行います。